

### 3, 地域振興券の交付を受けるための手続き

地域振興券の交付開始は、3月21日を予定しています。交付申請書の受付についても地域振興券の交付開始と同時に開始しますが、交付申請にあたっては次の事項にご留意下さい。

(1) の要件に該当する15歳以下の児童の属する世帯の世帯主については、「地域振興券引換申請券」をあらかじめ町から送付いたしますので、必要事項を記入し、印鑑を御持参のうえ、運転免許証・健康保険証等、本人であることが確認できる書類を提示して交付の申請をして下さい。

(2) ~ (4) までの交付要件に該当すると思われる方（支給対象者は昨年12月支給の臨時福祉特別給付金とほぼ同様）は、交付申請書が窓口に用意してありますので、印鑑を御持参のうえ、年金証書・非課税証明書等要件を満たすことを証する書類及び本人確認書類を提示して交付の申請をして下さい。

なお、交付対象者に代わって代理人が交付申請をする場合は、委任状等、代理権を明らかにする書類を併せて添付して申請して下さい。

